

練馬区医師会 たばこ対策にかかる指針

改正健康増進法に基づき、令和元年7月1日より「東京都受動喫煙防止条例」が施行されました。

練馬区医師会では、ラグビーワールドカップ2019日本大会および東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、2018年度に「たばこ対策会議」を設置し、東京都医師会「タバコ対策委員会」と連携を図り、区内の無煙化対策の推進に向けて鋭意検討してきました。

また、健康都市練馬区宣言の「健康こそ生活の基盤であり、健康は個人の主体的な取り組みと地域社会の支援とが一体となって、健康づくりの更なる発展を図っていく」との趣旨に賛同し、喫煙者はもとより、非喫煙者に対しても喫煙のリスクと受動喫煙が及ぼす影響等について、普及啓発を推進します。

今後、更なる区内無煙化対策を推進していくために、以下のとおり、練馬区医師会たばこ対策にかかる指針を示します。

練馬区医師会は、

1. 医療従事者の禁煙を推進します。
2. 医師会館および練馬区内の病院・診療所、関連施設の敷地内禁煙を推進します。
3. たばこ（電子たばこを含む）が健康に及ぼす悪影響について正しい知識を普及啓発します。
4. 教育委員会や学校と連携し、児童・生徒に対するたばこの害の教育に取り組めます。
5. 練馬区と協力してたばこ対策を積極的に支援します。
6. 受動喫煙防止活動に協力します。

2019年10月1日



一般社団法人 練馬区医師会

脱たばこ宣言 2021 ねりま

脱

たくさんの人の笑顔と健康を守るため

バランスのとれた心と身体をつくるため

こどもの未来を守るため

私たち、練馬区医師会は
練馬区民の健康をサポートできる唯一無二の存在として
たばこ対策に向けて行動していきます。



令和2年12月1日

一般社団法人 練馬区医師会